

平成 26 年 6 月 吉日

大阪府在住 及び 他府県在住の
高校 2・3 年生 保護者の皆様 へ

清風南海高等学校

国の高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書及び
大阪府の私立高等学校等授業料支援補助金の申請について

保護者の皆様には、

生徒・保護者のみなさんへ お知らせ
平成 26 年度 私立高等学校等授業料支援補助金の申請手続きについて

をご精読の上、該当する方は下記期日までに学校へ提出してください。

なお、支給の要件となる市町村民税の所得割額については、「扶養する子どもの人数」「年齢」に応じて所得基準を段階的に設定することになります。この所得基準となる市町村民税所得割額がお知らせの「扶養親族に関する申立書」P4・7の市町村民税所得割額早見表の所得基準を超えていると、対象外になりますのでご注意ください。申請等につきましては、下記に留意点等を記載しております。

記

- 1 提出書類
 - ① 高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書
市町村民税所得割額早見表 A・B ランクに該当する者
(届出用紙は、事務室にありますのでお申し出ください。)
 - ② 授業料支援申請書 (別添の「お知らせ」P5にあるものを使用してください。)

- 2 添付書類
 - ① 市町村民税所得割額を証する書類 (課税証明書等 (写し可)。以下同じ。)
「平成 25 年度課税分 (平成 24 年所得)」(すでに提出済みの方は不用です。)と
「平成 26 年度課税分 (平成 25 年所得)」が必要です。
4 月～6 月分は「平成 25 年度課税分」、7 月～翌年 6 月分は「平成 26 年度課税分」の市町村民税所得割額で判定します。
判定には、市町村民税所得割額が保護者(親権者)合算でそれぞれのランクの所得基準未滿の者となります。
 - ② 父母とも市町村民税所得割がある場合は、2 名分の書類が必要です。
 - ③ 一人親の場合で、課税証明書等の寡婦(寡夫)控除欄に表示がない場合は、「申請書」裏面の「添付書類の申立書」P6 の該当欄にチェックして、申し立ての内容を記入してください。
 - ④ 要件に該当し申請する者で、昨年度において「平成 25 年度課税分」を、提出済みの者は添付書類を省略できます。

- 3 提出期限 **平成 26 年 7 月 12 日 (土) 【期限厳守】**
- 4 提出先 学校事務室 (郵送されても構いません。)

その他わからないことがありましたら事務室までお問い合わせください。

【お問い合わせ】
事務室 担当 坂
☎072-261-7761

生徒・保護者のみなさんへ お知らせ

平成26年度 私立高等学校等授業料支援補助金の申請手続きについて

制度説明

授業料の保護者負担が以下の表のとおりとなるよう、授業料支援を行います。
この補助金を受けようとする方は、お知らせの内容に基づき、申請に必要な書類を学校へ提出してください。

ランク	モデル世帯の年収めやす (※1)	市町村民税所得割額〔保護者(親権者)合算〕 平成25・26年度課税分	授業料の保護者負担	
			全日制	通信制
A	250万円未満	0円・生活保護・非課税	実質無償	年間30単位まで実質無償
B	350万円未満	「扶養する子どもの人数」「年齢」(※2)に応じて、 基準額を段階的に設定 (4・7ページの早見表を参照)	実質無償	年間30単位まで実質無償
C	610万円未満		実質無償	年間30単位まで実質無償
D	800万円未満		10万円	就学支援金を差し引いた額

- ※1 モデル世帯とは、4人世帯(夫婦どちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人))のケースです。
 ※2 扶養する子どもの「年齢」については、平成25年度課税分については平成24年12月31日時点、平成26年度課税分については、平成25年12月31日時点の年齢で算定します。

要件

要件を満たす生徒が、申請の手続きを行えば、授業料支援を受けることができます。

- 次の①～③の要件をすべて満たしている必要があります。
- ① 生徒が国の就学支援金を受給していること。
 - ② 平成26年10月1日(基準日)において、大阪府内の私立高等学校等のうち、知事が指定する就学支援推進校に在学していること。
 - ③ 生徒とその保護者(親権者全員)が、大阪府内に在住していること。

提出期限

申請書類等は、期限を守って、早めに提出してください。

申請書及び添付書類もしくは連絡票の提出期限

26.7.12

※この提出期限を過ぎると、授業料の支援が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。
(申請手続きをしなれば、授業料の支援を受けることはできません。)

窓口

詳しくは、生徒の在学する学校(事務室)へお問い合わせください。

- 学校事務室の連絡先

(072)261-7761(代)

※この学校は就学支援推進校として知事の指定を受けた学校です。

- 大阪府担当

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン
 電話 06-6910-8001 FAX:06-6910-8005
 府民文化部 私学・大学課 授業料支援補助金担当
 559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎38階
 電話:06-6941-0351(代) FAX:06-6210-9276

このお知らせは106,900部作成し、一部あたりの単価は約8円です。

申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 「授業料支援申請書」→5ページの様式第1号を使用
 - ② 「保護者(親権者)の住民税の課税額を証明する書類」⇒課税額を証明する書類は8ページのサンプルを参照
〔扶養親族の状況(「16歳未満」と「その他扶養」の区分)が記載されている書類が必要です。〕
 - ③ 「扶養親族に関する申立書」⇒4ページ及び7ページの様式を使用
 - ④ 「16歳以上19歳未満の扶養親族の健康保険証の写し」(②の証明書の扶養親族「その他」欄に人数が記載されている者のうち、16歳以上19歳未満の者の分) ⇒8ページの「⑤健康保険証のサンプル」を参照
※保護者の市町村民税所得割額(合算)が18,900円未満の場合は不要
 - ⑤ 「高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書」(A・Bランクに該当する方のみ)
⇒既に学校に提出している場合は不要
- ※平成25・26年度の課税額とも所得要件を満たさない場合は、7ページ下の「連絡票」のみを提出してください。
※保護者(親権者全員)の課税額を証明する書類が提出できない場合(例:海外単身赴任)、授業料支援補助金は受給できません。
※「⑤高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書」が手元にない場合は、在籍する学校の事務室にご連絡ください。

保護者(親権者)の住民税の課税額を証明する書類(8ページのサンプルを参照)

保護者の職業形態等	添付書類	注意事項
1 サラリーマンなど住民税の全額を給料から天引きされている人	・「平成25年度市(町村)民税・府民税特別徴収税額の通知書」のコピー ・「平成26年度市(町村)民税・府民税特別徴収税額の通知書」のコピー	毎年5月末から6月にかけて勤務先を経由して交付されます。
2 「個人で事業を営んでいる人」など市(町村)民税・府民税の全額を市町村や銀行の窓口で納めている人	・「平成25年度市(町村)民税・府民税納税通知書」のコピー ・「平成26年度市(町村)民税・府民税納税通知書」のコピー	毎年6月中に市町村の税務担当課から直接自宅等へ送付されます。
3 市(町村)民税・府民税を給料からの天引きと、市町村や銀行の窓口等の両方で納めている人	上記1及び2に記載する添付書類 ※例えば、給与所得と事業所得の両方に収入がある場合が該当	上記1及び2の注意事項欄を参照してください。
4 市(町村)民税・府民税が非課税の人または上記1、2、3の通知書を紛失した人	平成25年度と平成26年度の市町村発行の下記①から③の書類のうち ①「市(町村)民税・府民税課税証明書」 ②「非課税証明書」 ③「非課税通知書」	1月1日現在の住所地の市町村(住民税の窓口)で、証明書の交付を受けてください。(交付手数料が必要)
5 生活保護(生活扶助)を受けている人	生活保護法に基づく保護(生活扶助)を受けていることを証明する生活保護受給証明書(生徒との扶養関係がわかるもの)	市町村(生活保護担当窓口)で証明書の交付を受けてください。
6 その他	学校の事務室に相談してください	

年度途中の事情の変更

以下の事柄が発生した場合には、すみやかに学校に連絡してください。

年度途中において、以下の事柄が発生した場合は、補助金の額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡し、「事情変更の申立書」と必要な添付書類※を学校に提出してください。

※様式や必要な添付書類については、学校(事務室)にお問い合わせください。

1 大阪府外に転出した場合

- 大阪府内に居住している生徒・保護者が大阪府外に転出した場合
(大阪府内から大阪府内への転居の場合は、「事情変更の申立書」の提出は必要ありません)

2 保護者等(親権者)に変更があった場合

- 離婚・死別等により、父母のどちらか一方のみが親権者となった場合
- 養子縁組(再婚に伴う養子縁組も含む)により、親権者に変更があった場合
- 未成年後見人が決定された場合

3 所得要件に変更があった場合

- 生活保護法に基づく保護(生活扶助)を受けることになった場合
- 生活保護法に基づく保護(生活扶助)が停止された場合
- 所得の修正申告や税額の更正決定等により、市町村民税所得割額が変更となった場合

個人情報

次の個人情報の取扱いにご留意ください。

国就学支援金および本申請に関し収集した個人情報については、学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業に相互に使用するほか、本事業を所管する大阪府にオンラインを通じて情報提供する場合があります。また、本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府育英会に情報提供する場合があります。

授業料支援申請書・添付書類に関する申立書の記入方法

以下の例を参考に記入してください。

提出にあたっては、「授業料支援申請書」の添付書類と、表面の「申立書」の記載内容に漏れがないか、必ず確認してください。また、必ず提出期限を守ってください。
 必要な添付書類が期限までに提出されない場合、支援が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

平成26年10月1日(基準日)において国の就学支援金の支給を受ける(又は受ける見込みである)生徒についてはチェック欄に「」を記入してください。

保護者等が父母どちらか一方のみの場合、その一方の氏名を記入してください。

生徒と同じ場合は、右のチェック欄に「」を記入してください。異なる場合は、住所を記入してください。

様式第1号

授業料支援申請書

申請者名 大阪 太郎

住所 大阪府大阪市東区 〇〇〇〇〇〇

学年 〇〇高等学校 2年3組4番

保護者名 父 大阪 一郎 母 大阪 花子

国就学支援金の加算申請で、すでに課税額を証明する書類等を提出した場合は上の欄にチェック、今回の申請で、初めて提出する場合は、下の欄にチェックしてください。下の欄にチェックした場合は、裏面の「添付書類に関する申立書」を記入してください。

添付書類に関する申立書

保護者等の市町村民税所得割額に関する証明書類については、以下のとおり添付又は除付を希望します。

① 添付又は除付を希望する証明書類	A 課税額の証明を希望する期間(〇で希望しない日に印を付ける)	B 居住地域に関する証明書類(居住地域のみ)
<input type="checkbox"/> 父の市町村民税所得割額に関する証明書類を添付します。 <input type="checkbox"/> 父の市町村民税所得割額に関する証明書類を提出します。 <input type="checkbox"/> 追加申請を提出します。 <input type="checkbox"/> その他の理由(住所、氏名)の変更を希望します。	<input type="checkbox"/> 課税総所得金額(〇)の平成26年の年収は100万円以下で、市町村民税課税されていない。	<input type="checkbox"/> 市町村民税所得割額に関する証明書類を提出しない場合 <input type="checkbox"/> 住居異動あり <input type="checkbox"/> 居住状況等により、やむを得ず住所に居住できない場合 <input type="checkbox"/> 会社が移行される等の申し立てあり
<input type="checkbox"/> 母の市町村民税所得割額に関する証明書類を添付します。 <input type="checkbox"/> 母の市町村民税所得割額に関する証明書類を提出します。 <input type="checkbox"/> 追加申請を提出します。 <input type="checkbox"/> その他の理由(住所、氏名)の変更を希望します。	<input type="checkbox"/> 課税総所得金額(〇)の平成26年の年収は100万円以下で、市町村民税課税されていない。	<input type="checkbox"/> 市町村民税所得割額に関する証明書類を提出しない場合 <input type="checkbox"/> 住居異動あり <input type="checkbox"/> 居住状況等によりやむを得ず住所に居住できない場合 <input type="checkbox"/> 会社が移行される等の申し立てあり
<input type="checkbox"/> 子の市町村民税所得割額に関する証明書類を添付します。 <input type="checkbox"/> 子の市町村民税所得割額に関する証明書類を提出します。 <input type="checkbox"/> 追加申請を提出します。 <input type="checkbox"/> その他の理由(住所、氏名)の変更を希望します。	<input type="checkbox"/> 課税総所得金額(〇)の平成26年の年収は100万円以下で、市町村民税課税されていない。	<input type="checkbox"/> 市町村民税所得割額に関する証明書類を提出しない場合 <input type="checkbox"/> 住居異動あり <input type="checkbox"/> 居住状況等によりやむを得ず住所に居住できない場合 <input type="checkbox"/> 会社が移行される等の申し立てあり

平成25年度の市町村民税所得割額に関する証明書類の添付状況をチェックしてください。

「省略します」にチェックする場合は、右の欄から省略する理由をチェックしてください。

平成26年度の市町村民税所得割額に関する証明書類の添付状況をチェックしてください。

扶養親族に関する申立書の記載方法

以下の例を参考に平成25年度・平成26年度それぞれに記入してください。

【平成26年度関係】扶養親族に関する申立書の記入方法(就学支援金・授業料支援補助金共済)

① 子の扶養状況(扶養親族の年齢については、平成26年12月31日現在の課税額を証明する書類の記載期間)

扶養親族の人数	1人	1人
1人未満の子の人数	0人	0人
1人未満の子の人数	2人	2人

② 親族の平成26年度市町村民税所得割額

116,200円 + 0円 = 116,200円

③ 平成26年度市町村民税所得割額(申立書)

氏名	年齢	所得割額	扶養親族
太郎	16歳未満	0円	○
花子	65歳未満	77,500円	○

- (1)課税額を証明する書類の扶養親族欄の人数を記載してください。
- (2)(1)で記入した人数のうち、指定した年齢(生年月日)に該当する子の人数を記載してください。
- (3)父と母の市町村民税所得割額とその合計額を記載してください。
- (4)(2)で記入した扶養親族の人数に該当する部分に○印を入れてください。
- (5)(4)で記入した○印の行のうち、(3)の合計額が該当する部分に○印を入れてください。

扶養親族

特	指定老人(内同居)	16歳未満	その他	合計(重複を除く)
0人	0人	0人	2人	2人

課税額を証明する書類の扶養親族((2)で利用)

市町村民税所得割額(父)	117,780
市町村民税所得割額(母)	1,500
所得割額合計	116,200
所得割額(子)	3,000
所得割額合計(扶養)	119,780

市町村民税所得割額 ((3)で利用)

連絡票を提出する場合の記載方法

国就学支援金の事務手続きに必要な個人情報について

扶養親族の人数を記入する欄に「○」を記入してください。

大阪 太郎

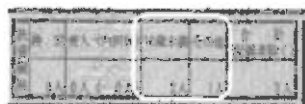
2年3組4番

「連絡票」と裏面の「就学支援金の事務手続きに必要な個人情報について」の両面について記載してください。

【平成26年度課税】扶養親族に関する申立書〔就学支援金・授業料支援補助金共通〕

①子の扶養状況（扶養親族の年齢については、平成25年12月31日現在）

課税額を証明する書類の扶養親族欄



「その他」欄の人数

人

うち16歳以上19歳未満（～18歳）の人数

人

健康保険証の写しの提出が必要

〔平成7年1月2日以降、平成10年1月1日以前生まれ〕

「16歳未満」欄の人数

人

16歳未満（～15歳）の人数

人

【参考】課税額を証明する書類の扶養親族欄

早見表の人数の該当部分を○印で囲んでください。

②親権者の平成26年度市町村民税所得割額

（父の市町村民税所得割額）

円

（母の市町村民税所得割額）

円

（合計）

円

（注意）
合計が18,900円未満の場合、健康保険証の写しの添付は不要です。

①で囲んだ扶養親族の人数の行の「平成26年度の市町村民税所得割額」について、
②の合計額が該当する部分を○印で囲んでください。

【平成26年度 市町村民税所得割額 早見表】

※扶養親族が6人以上の場合は、在籍する学校の事務室にお問合せください。

年取めやす		国就学支援金加算基準				府授業料支援補助金所得基準			
		生保	250万円	350万円	610万円	800万円			
ランク		A		B		C		D	
19歳未満の扶養親族数	～18歳	～15歳	平成26年度の市町村民税所得割額 (平成26年7月からの授業料支援に適用)						
			(単位：円)						
0人	0人	0人	生保	0	100～18,800	18,900～135,800	135,900～224,000		
1人	1人	0人	生保	0	100～29,900	30,000～143,100	143,200～231,200		
	0人	1人	生保	0	100～40,100	40,200～155,700	155,800～243,800		
2人	2人	0人	生保	0	100～41,000	41,100～152,700	152,800～238,400		
	1人	1人	生保	0	100～51,200	51,300～162,800	162,900～251,000		
	0人	2人	生保	0	100～61,400	61,500～175,500	175,600～263,600		
3人	3人	0人	生保	0	100～52,100	52,200～163,400	163,500～245,600		
	2人	1人	生保	0	100～62,300	62,400～173,400	173,500～258,200		
	1人	2人	生保	0	100～72,500	72,600～183,400	183,500～270,800		
	0人	3人	生保	0	100～82,700	82,800～195,200	195,300～283,400		
4人	4人	0人	生保	0	100～63,200	63,300～174,200	174,300～252,800		
	3人	1人	生保	0	100～73,400	73,500～184,200	184,300～265,400		
	2人	2人	生保	0	100～83,600	83,700～194,200	194,300～278,000		
	1人	3人	生保	0	100～93,800	93,900～204,200	204,300～290,600		
	0人	4人	生保	0	100～104,000	104,100～215,000	215,100～303,200		
5人	5人	0人	生保	0	100～74,300	74,400～185,000	185,100～260,000		
	4人	1人	生保	0	100～84,500	84,600～195,000	195,100～272,600		
	3人	2人	生保	0	100～94,700	94,800～205,000	205,100～285,200		
	2人	3人	生保	0	100～104,900	105,000～215,000	215,100～297,800		
	1人	4人	生保	0	100～115,100	115,200～225,000	225,100～310,400		
	0人	5人	生保	0	100～125,300	125,400～235,000	235,100～323,000		

切り取り線

就学支援金の事務手続きに必要な個人情報について	同意します
就学支援金の事務手続きに関する個人情報については、以下の点に同意します。	<input type="checkbox"/>
○学校内における大阪府高等学校等就学支援金の事務手続きに使用すること。	
○大阪府が所有する電算システムに対し、オンラインにより情報提供を行うこと。	

様式第1号

学校整理欄	整理番号	
	区分(4~6月)	A・B・C・D
	区分(7~8月)	A・B・C・D

授業料支援申請書

設置者名 学校法人清風南海学園 平成 年 月 日
 代表者名 理事長 平岡正巳 様

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、平成26年度の授業料の支援について、下記のとおり申請します。

※以下の項目は、保護者等(父母)による代筆も可能です。

【申請者(生徒)に関する事項】

ふりがな			
生徒氏名	姓	名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日		
住所	大阪府 (市・町・村)		
学校名	清風南海高等学校 全日制・通信制 課程 学年 組 番		
就学支援金受給者	チェック <input type="checkbox"/>	国制度による就学支援金の支給を受けている。 (※支給されていない場合は、対象とならない場合があります。)	

【保護者等(父母)に関する事項】

ふりがな				生徒との続柄	
保護者等氏名	姓	名			
保護者等住所	大阪府 (市・町・村)			<input type="checkbox"/> 生徒と同じ	
ふりがな				生徒との続柄	
保護者等氏名	姓	名			
保護者等住所	大阪府 (市・町・村)			<input type="checkbox"/> 生徒と同じ	
保護者等連絡先	電話	FAX			

【添付書類に関する事項】

チェック <input type="checkbox"/>	国制度による就学支援金の加算支給対象者であり、既に添付書類を提出しましたので、保護者等(父母)の所得に関する書類の提出を省略します。
チェック <input type="checkbox"/>	保護者等(父母)の所得に関する書類を提出します。(裏面を記載してください。)

【個人情報に関する取扱いについて】

この申請に関し収集した個人情報については、以下の点に同意します。
 ○学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業(以下「本事業」という。)に使用すること。
 ○本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府育英会に情報提供する場合があること。
 ○大阪府への情報提供は、オンラインを経由すること。
 ○国制度による就学支援金の申請のために提出した個人情報を、本事業に活用すること。

上記の記載内容に相違ありません。
 また、個人情報に関する取扱いについて、同意します。

記入者署名

学校受付日 平成 年 月 日

添付書類に関する申立書

保護者等の市町村民税所得割額に関する証明書等については、以下のとおり添付又は添付を省略します。

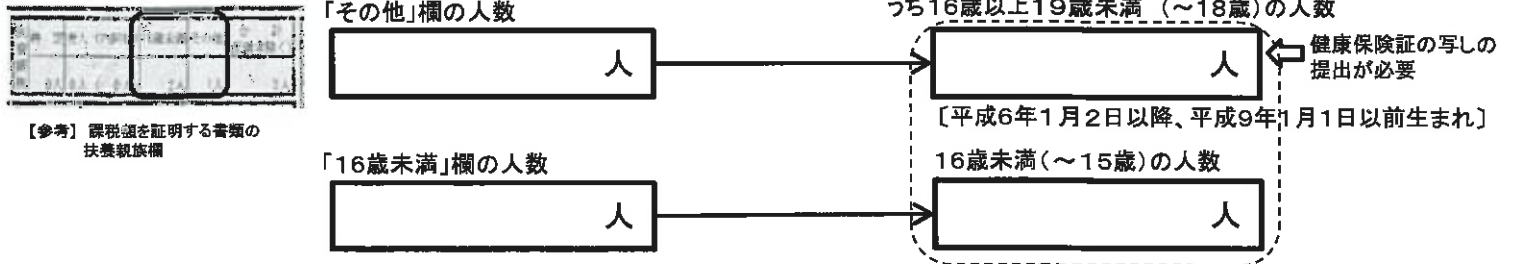
	①添付又は添付を省略する証明書	A 証明書の添付を省略する理由 【①で「省略します」に☑の場合】	B 居住地等に関する添付書類 【該当する者のみ】
平成25年度	<input type="checkbox"/> 父の市町村民税所得割額に関する証明書を添付します。 <input type="checkbox"/> 父の市町村民税所得割額に関する証明書を省略します。 ⇒Aの理由を確認し、該当するものに☑ <input type="checkbox"/> 追加書類を提出します。 ⇒Bの場合を確認し、該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者(父)の平成24年の年間収入は100万円以下なので、市町村民税は課税されていません。	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村民税所得割額に関する証明書の住所が府外の場合 <input type="checkbox"/> 住民票を添付 <input checked="" type="checkbox"/> 単身赴任等により、やむをえず他府県に居住している場合 <input type="checkbox"/> 会社から発行される辞令の写し等を添付
		<input type="checkbox"/> 母のみのひとり親であり、母の市町村民税所得割額に関する証明書に寡婦・特別寡婦の記載があります。 <input type="checkbox"/> 母のみのひとり親ですが、母の市町村民税所得割額に関する証明書に寡婦・特別寡婦の記載がないため、ひとり親であることを次のとおり申し立てます。 【申し立ての内容】 <input type="checkbox"/> その他の理由 【理由】 (続柄・氏名) _____ の市町村民税所得割額に関する証明書を添付します。	
平成25年度	<input type="checkbox"/> 母の市町村民税所得割額に関する証明書を添付します。 <input type="checkbox"/> 母の市町村民税所得割額に関する証明書を省略します。 ⇒Aの理由を確認し、該当するものに☑ <input type="checkbox"/> 追加書類を提出します。 ⇒Bの場合を確認し、該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者(母)の平成24年の年間収入は100万円以下なので、市町村民税は課税されていません。	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村民税所得割額に関する証明書の住所が府外の場合 <input type="checkbox"/> 住民票を添付 <input checked="" type="checkbox"/> 単身赴任等によりやむをえず府内に居住できない場合 <input type="checkbox"/> 会社から発行される辞令の写し等を添付
		<input type="checkbox"/> 父のみのひとり親であり、父の市町村民税所得割額に関する証明書に寡夫・特別寡夫の記載があります。 <input type="checkbox"/> 父のみのひとり親ですが、父の市町村民税所得割額に関する証明書に寡夫・特別寡夫の記載がないため、ひとり親であることを次のとおり申し立てます。 【申し立ての内容】 <input type="checkbox"/> その他の理由 【理由】 (続柄・氏名) _____ の市町村民税所得割額に関する証明書を添付します。	
平成26年度	<input type="checkbox"/> 父の市町村民税所得割額に関する証明書を添付します。 <input type="checkbox"/> 父の市町村民税所得割額に関する証明書を省略します。 ⇒Aの理由を確認し、該当するものに☑ <input type="checkbox"/> 追加書類を提出します。 ⇒Bの場合を確認し、該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者(父)の平成25年の年間収入は100万円以下なので、市町村民税は課税されていません。	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村民税所得割額に関する証明書の住所が府外の場合 <input type="checkbox"/> 住民票を添付 <input checked="" type="checkbox"/> 単身赴任等によりやむをえず府内に居住できない場合 <input type="checkbox"/> 会社から発行される辞令の写し等を添付
		<input type="checkbox"/> 母のみのひとり親であり、母の市町村民税所得割額に関する証明書に寡婦・特別寡婦の記載があります。 <input type="checkbox"/> 母のみのひとり親ですが、母の市町村民税所得割額に関する証明書に寡婦・特別寡婦の記載がないため、ひとり親であることを次のとおり申し立てます。 【申し立ての内容】 <input type="checkbox"/> その他の理由 【理由】 (続柄・氏名) _____ の市町村民税所得割額に関する証明書を添付します。	
平成26年度	<input type="checkbox"/> 母の市町村民税所得割額に関する証明書を添付します。 <input type="checkbox"/> 母の市町村民税所得割額に関する証明書を省略します。 ⇒Aの理由を確認し、該当するものに☑ <input type="checkbox"/> 追加書類を提出します。 ⇒Bの場合を確認し、該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者(母)の平成25年の年間収入は100万円以下なので、市町村民税は課税されていません。	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村民税所得割額に関する証明書の住所が府外の場合 <input type="checkbox"/> 住民票を添付 <input checked="" type="checkbox"/> 単身赴任等によりやむをえず府内に居住できない場合 <input type="checkbox"/> 会社から発行される辞令の写し等を添付
		<input type="checkbox"/> 父のみのひとり親であり、父の市町村民税所得割額に関する証明書に寡夫・特別寡夫の記載があります。 <input type="checkbox"/> 父のみのひとり親ですが、父の市町村民税所得割額に関する証明書に寡夫・特別寡夫の記載がないため、ひとり親であることを次のとおり申し立てます。 【申し立ての内容】 <input type="checkbox"/> その他の理由 【理由】 (続柄・氏名) _____ の市町村民税所得割額に関する証明書を添付します。	

のりしろ(平成25年度と平成26年度の課税額を証明する書類及び健康保険証の写し(必要な方のみ)を重ねて貼付してください。)

【平成25年度課税】扶養親族に関する申立書〔就学支援金・授業料支援補助金共通〕

①子の扶養状況 (扶養親族の年齢については、平成24年12月31日現在)

課税額を証明する書類の扶養親族欄



【参考】課税額を証明する書類の扶養親族欄

②親権者の平成25年度市町村民税所得割額

(父の市町村民税所得割額)

(母の市町村民税所得割額)

(合計)

[] 円 + [] 円 = [] 円

(注意) 合計が18,900円未満の場合、健康保険証の写しの添付は不要です。

①で囲んだ扶養親族の人数の行の「平成25年度の市町村民税所得割額」について、②の合計額が該当する部分を○印で囲んでください。

【平成25年度 市町村民税所得割額 早見表】

※扶養親族が6人以上の場合は、在籍する学校の事務室にお問合せください。

年収めやす			国就学支援金加算基準				府授業料支援補助金所得基準	
			生保	250万円	350万円	610万円	800万円	
ランク			A		B	C	D	
19歳未満の扶養親族数	~18歳	~15歳	平成25年度の市町村民税所得割額					(単位:円)
	(平成26年4月から6月までの授業料支援に適用)							
0人	0人	0人	生保	0	100~18,800	18,900~135,800	135,900~224,000	
1人	1人	0人	生保	0	100~29,900	30,000~143,100	143,200~231,200	
	0人	1人	生保	0	100~40,100	40,200~155,700	155,800~243,800	
2人	2人	0人	生保	0	100~41,000	41,100~152,700	152,800~238,400	
	1人	1人	生保	0	100~51,200	51,300~162,800	162,900~251,000	
	0人	2人	生保	0	100~61,400	61,500~175,500	175,600~263,600	
3人	3人	0人	生保	0	100~52,100	52,200~163,400	163,500~245,600	
	2人	1人	生保	0	100~62,300	62,400~173,400	173,500~258,200	
	1人	2人	生保	0	100~72,500	72,600~183,400	183,500~270,800	
	0人	3人	生保	0	100~82,700	82,800~195,200	195,300~283,400	
4人	4人	0人	生保	0	100~63,200	63,300~174,200	174,300~252,800	
	3人	1人	生保	0	100~73,400	73,500~184,200	184,300~265,400	
	2人	2人	生保	0	100~83,600	83,700~194,200	194,300~278,000	
	1人	3人	生保	0	100~93,800	93,900~204,200	204,300~290,600	
	0人	4人	生保	0	100~104,000	104,100~215,000	215,100~303,200	
5人	5人	0人	生保	0	100~74,300	74,400~185,000	185,100~260,000	
	4人	1人	生保	0	100~84,500	84,600~195,000	195,100~272,600	
	3人	2人	生保	0	100~94,700	94,800~205,000	205,100~285,200	
	2人	3人	生保	0	100~104,900	105,000~215,000	215,100~297,800	
	1人	4人	生保	0	100~115,100	115,200~225,000	225,100~310,400	
	0人	5人	生保	0	100~125,300	125,400~235,000	235,100~323,000	

切り取り線

連絡票

※申請対象外の場合は、該当する□に☑を入れ、氏名等を記載し、この部分のみ切り取って、1ページに記載する提出期限までに学校の事務室に提出してください。

※申請対象の場合は、この欄の記載は不要です。(切り取らず、そのまま提出してください。)

□平成25年度・平成26年度の市町村民税所得割額を確認しましたが、どちらも所得要件を満たさないで、申請しません。

□その他()

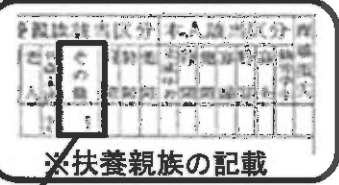
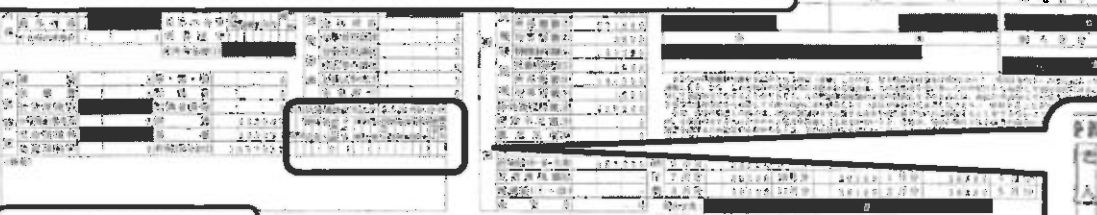
※国就学支援金の事務処理のため、裏面の「個人情報について」の同意をお願いします。

年 組 番 (生徒名)

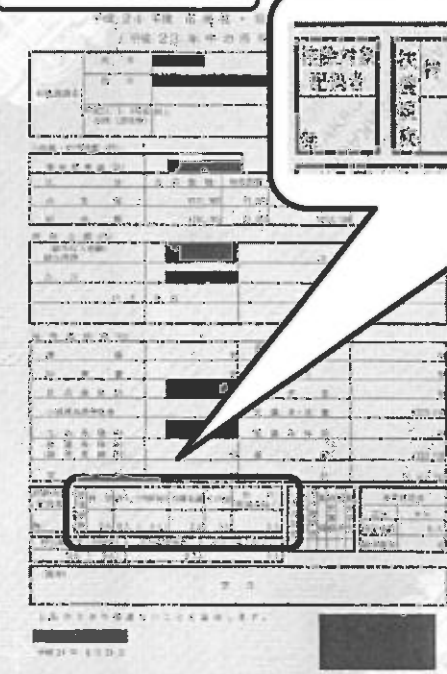
添付書類

課税額を証明する書類 (①~④のうち必要なもの) 及び⑤健康保険証の写し (必要な方のみ) を提出してください。

①市(町村)民税・府民税特別徴収税額の通知書の写し



②課税証明書



扶養親族の種別	扶養親族の人数	特定扶養親族(内同居)	扶養親族(16歳未満)	その他	合計	
	0人	0人	0人	2人	1人	3人

※扶養親族の記載

⑤健康保険証(サンプル)



扶養親族の「その他」欄に人数が記載されている者のうち、16歳以上19歳未満(課税年度の前年末の年齢)の子にかかる健康保険証の写し(生年月日がわかるもの)が必要です。

健康保険証の写しの提出方法

A4サイズ用紙

扶養する子の健康
保険証(コピー)

扶養する子の健康
保険証(コピー)

扶養する子の健康
保険証(コピー)

扶養する子の健康
保険証(コピー)

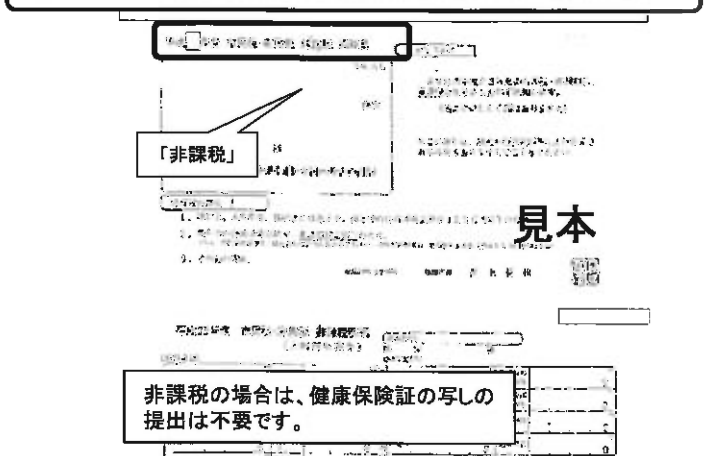
年 組 番 氏 名

健康保険証がない場合は、母子手帳
や住民票、確定申告書(控)などの写し
でも可

③市(町村)民税・府民税 納税通知書の写し



④市(町村)民税・府民税 非課税通知書の写し



非課税の場合は、健康保険証の写しの
提出は不要です。